

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援するため、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が法人後見事業を実施することにより成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利利益を保護し、もって社会福祉の向上及び成熟した市民社会の形成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人後見事業 社協が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）として成年被後見人等の財産管理及び身上保護を行う事業をいう。
- (2) 法人後見事業等運営委員会 坂戸市社会福祉協議会法人後見事業等運営委員会規程第1条に規定する坂戸市社会福祉協議会法人後見事業等運営委員会をいう。
- (3) 法人後見支援員 社協が実施する市民後見人養成講座基礎編及び実践編を修了した者のうちから法人後見事業等運営委員会の意見を聴いて会長が任命するものをいう。

(職員等の配置)

第3条 社協に、法人後見事業の実施に関し必要な知識又は経験を有する職員（以下「職員」という。）を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、法人後見事業を効果的に実施するため、社協に法人後見支援員を置く。

(法人後見支援員の身分)

第4条 法人後見支援員は、非常勤とする。

- 2 法人後見支援員の任期は、1年とする。
- 3 法人後見支援員は、再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 社協の職員及び法人後見支援員は、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(法人後見事業の対象者)

第6条 法人後見事業の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、法人後見事業等運営委員会において社協が成年後見人等になることについて適当であると認められたものとする。

(1) 市内に居住していること。

(2) 社協のほかに適当な成年後見人等の候補者がいないこと。

(財産目録の作成等)

第7条 社協は、成年後見人等に就任したときは、速やかに成年被後見人等の財産の調査を行い、その目録を作成するとともに、収支予定表及び身上保護計画を策定するものとする。

(管理物件の保管)

第8条 社協は、成年被後見人等の財産のうち権利証等重要な書類を、社協が契約する金融機関の貸金庫において保管するものとする。ただし、次に掲げるものは、社協の事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

(1) 現金

(2) 預貯金通帳（日常的に使用するものに限る。）

(3) 金融機関に対する届出印

(4) その他前3号に準ずると会長が認めるもの

(財産管理の考慮事項)

第9条 社協は、成年被後見人等の財産の管理に当たっては、専ら当該成年被後見人等の利益のみを考慮するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、当該者の意見を聴くことを妨げない。

(費用)

第10条 法人後見事業に要する費用は、成年被後見人等の負担とする。

2 社協は、やむを得ない事情があると会長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の費用を立て替えて支出することができる。この場合において、社協は、当該費用を成年被後見人等に求償することができる。

(報酬付与の審判の申立て)

第11条 社協は、法人後見事業に係る報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき、家庭裁判所に対して報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行)

第12条 社協は、成年被後見人等に係る精神上的障害の程度に変化があった場合において法人後見事業等運営委員会が必要と認めるときは、民法の規定に基づき、家庭裁判所に対して当該成年被後見人等が成年被後見人である場合にあっては保佐開始又は補助開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始又は補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始又は保佐開始の審判を、それぞれ申し立てるものとする。

(辞任)

第13条 社協は、成年被後見人等が坂戸市外で居住することとなったときその他特別な理由により法人後見事業の継続が困難であると法人後見事業等運営委員会が認めるときは、民法の規定に基づき、家庭裁判所に対して当該成年被後見人等に係る成年後見人等の任務を辞する旨を申し立てることができる。

(台帳の整備)

第14条 社協は、法人後見事業の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について、個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。